平成２１年（フ）第３１３号
群馬県佐波郡玉村町大字斎田586番地４
債務者　山内　明男
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３１４号
群馬県佐波郡玉村町大字斎田586番地４
債務者　山内　俊美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５１号
和歌山県日高郡みなべ町芝224番地
債務者　田中土木こと　田中　久二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第２５１号
大分市明野北２丁目７番１Ａ４―15号
債務者　佃　美夜子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０８号
大分市東大道３丁目８番29―302号　後藤ビル
債務者　横川亜紀子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　誉士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２１７７号
横浜市南区高根町２丁目13番地２　朝日大通り公園マンション204
債務者　谷口　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　晶久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９７号
横浜市青葉区あざみ野１丁目10番地７　カーサ・ヴィータ402
債務者　伴　　章
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　瑞穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９８号
横浜市青葉区あざみ野１丁目10番地７　カーサ・ヴィータ402
債務者　伴　　里美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　瑞穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３００号
大分県津久見市大字千怒5295番地
債務者　二村　浩生
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０３号
大分市高崎４丁目６番７号
債務者　富松　哲博
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　秀生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３３号
岩手県奥州市水沢区花園町１丁目６番１号、旧住所岩手県奥州市水沢区羽田町字北鵜ノ木52番地
債務者　清原　　純
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小保内義和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８８号
盛岡市東仙北２丁目４番18号　コーポ・エコー102号、旧住所盛岡市東仙北２丁目５番28号
債務者　千葉　シガ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９６号
岐阜県羽島市小熊町島138番地
債務者　西松　　博
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１０２号
北海道滝川市一の坂町西２丁目５番11号
債務者　小林　和代
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
北海道空知郡奈井江町字奈井江761番地68
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
北海道赤平市若木町南３丁目３番地
債務者　高橋　　歩
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
北海道滝川市幸町１丁目３番25号
債務者　松前　健太
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係